

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

平成 30 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」から見直しを行う品目及びその判断の基準等の概要は、以下のとおりである。また、今般の見直し（新規追加 1 品目、判断の基準等の見直し 24 品目）により、2019 年度における特定調達品目は、21 分野 276 品目となる。なお、基本方針の変更箇所・変更内容の詳細は、[資料 4](#) 参照。

1. 特定調達品目の追加、分野横断の見直し

(1) 特定調達品目の追加

特定調達品目として新たに以下の 1 品目を追加した。

- 印刷機能等提供業務（役務）

(2) 3 つの政策課題への対応及びプラスチックに係る対応

3 つの政策課題への対応

- 昨年度までのプレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討結果を踏まえ、3 つの政策課題（SDGs への寄与、気候変動対策への寄与、循環経済への寄与）に対応するため、2 段階の判断の基準の設定に係る考え方等を基本方針の見直しに当たって新たに導入

プラスチックに係る対応

- 第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）及び現在パブリックコメント中（11 月 19 日～12 月 28 日）の「プラスチック資源循環戦略（案）」におけるグリーン購入法に係る記載内容¹を踏まえ、物品及び役務の調達について、「ワンウェイのプラスチックの使用削減」「再生プラスチックの利用促進」及び「バイオプラスチックの利用促進」の 3 つの観点から検討
- 本年度の物品及び役務に係る見直し対象品目等を中心に、3 つの観点を踏まえ、プラスチックに係る判断の基準等の設定・見直し等の検討を実施し、可能な品目から対応を図ったところ

上記 及び の詳細については[資料 3 - 2](#)を参照。

¹ グリーン購入法等に基づく国・地方自治体による率先的な公共調達

(3) 基本方針前文

- 基本方針「2.(1)イ.判断の基準等の性格」に2段階の判断の基準(「基準1」及び「基準2」)の設定のための考え方を記載
- 基本方針「別記」に「基準1」及び「基準2」の定義を記載

2.分野別の見直し品目及び内容

画像機器等(コピー機等)

- 再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に追加
- 併せて再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用について配慮事項を変更(25gを超える部品:適用基準の明確化)

画像機器等(プロジェクタ)

- プロジェクタに係る判断の基準等の追加・見直し
 - 製品重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断の基準を強化、固体光源(LED、レーザ等)に係る判断の基準の変更、固体光源の推奨を配慮事項に記載等

家電製品

- 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫についてエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定
- テレビジョン受信機について受信機型サイズが39V型以下のものについては市場状況を勘案し、当該判断の基準の経過措置を延長

エアコンディショナー

- 業務用エアコンディショナーについてエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定
- 業務用エアコンディショナーの冷媒に使用される物質のGWPに係る基準の対象を明確化(法施行規則の告示の改正に伴う変更²)

温水器等(ヒートポンプ式電気給湯器)

- 業務用ヒートポンプ電気給湯器について現行の判断の基準として設定されている成績係数(COP)から年間加熱効率³への変更

² 平成27年経済産業省告示第50号(エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項)

³ (一社)日本冷凍空調工業会規格(JRA 4060:2018)に基づく年間加熱効率

照 明

- 投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具について 2 段階の判断の基準⁴を設定

インテリア・寝装寝具（カーテン及び布製ブラインド）

- カーテン及び布製ブラインドについてバイオベース合成ポリマー含有率に係る判断の基準の適用の猶予に関する経過措置を終了

設 備

- 太陽熱利用システムについて空気集熱式集熱器に係る判断の基準を追加

公共工事

- 木材・プラスチック再生複合材製品について使用される工事の対象を公園における園路広場工事に拡大
- 吸収冷温水器について判断の基準として期間成績係数の追加及び判断の基準の変更
- 「洋風便器」から「大便器」への品目名の変更及び洗浄水量に係る判断の基準の強化、排水機能の確保に係る留意事項の記載

役 務

- 印刷についてオフセット印刷工程における VOC 発生抑制対策に係る基準等の追加・見直し
- 食堂について判断の基準等の追加・見直し
 - ワンウェイのプラスチック製の容器等の原則使用禁止、食品廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等
- 加煙試験についてフロン類の不使用に係る判断の基準の適用の猶予に関する経過措置の終了
- 清掃の手洗い用石けん液又は石けんについて植物油脂を原料として使用される場合に持続可能な原料の使用を求める配慮事項を判断の基準へ格上げ
- 庁舎等において営業を行う小売業務について判断の基準等の追加・見直し
 - ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、食品を取り扱う場合の食品廃棄物削減のための取組、植物由来のプラスチック製買物袋の使用等
- 飲料自動販売機設置について飲料容器の回収箱の設置、分別回収・リサイクルの実施を判断の基準に追加

⁴ エネルギー消費効率（lm/W）に係るより高い環境性能の基準を満たす場合に加え、従前の判断の基準を満たし、省エネルギー効果の高い機能（初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等）を有する場合も「基準 1」に適合

- 会議運営について判断の基準等の追加・見直し
 - 紙の資料・印刷物等のリサイクル、会議参加者への情報提供、飲料提供時の容器等への環境配慮を判断の基準へ格上げ等